

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

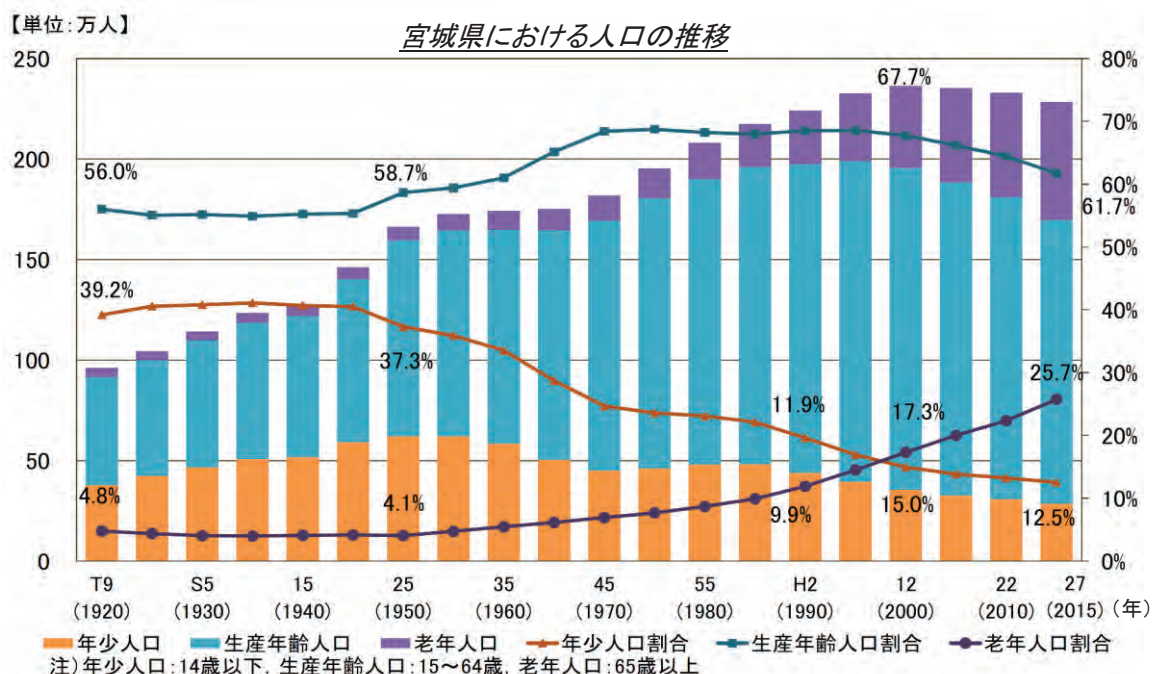
### 1. 地域社会の状況

#### (1) 将来人口の推移

##### ①人口の推移（平成27年まで）

県の人口は、平成15年（2003年）の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）の国勢調査による人口は、233万3,899人となっています。

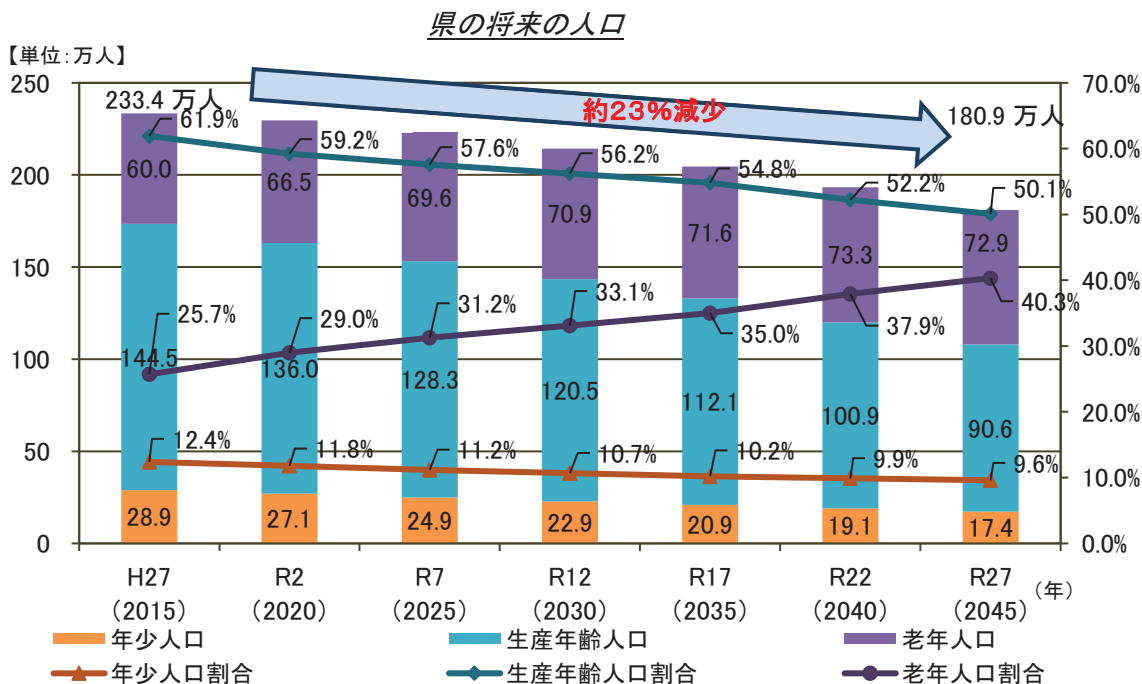
また、老年人口（65歳以上）は、1990年代以降急速に増加し、平成12年（2000年）の国勢調査時に年少人口（14歳以下）の割合を超えました。



##### ②国の推計による宮城県の将来の人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年（2045年）の県の人口は、平成27年との比較で約23%減少し、約180万9千人になると見込まれています。

生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（14歳以下）は今後さらに減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、令和27年（2045年）の高齢化率は40.3%に達すると見込まれています。



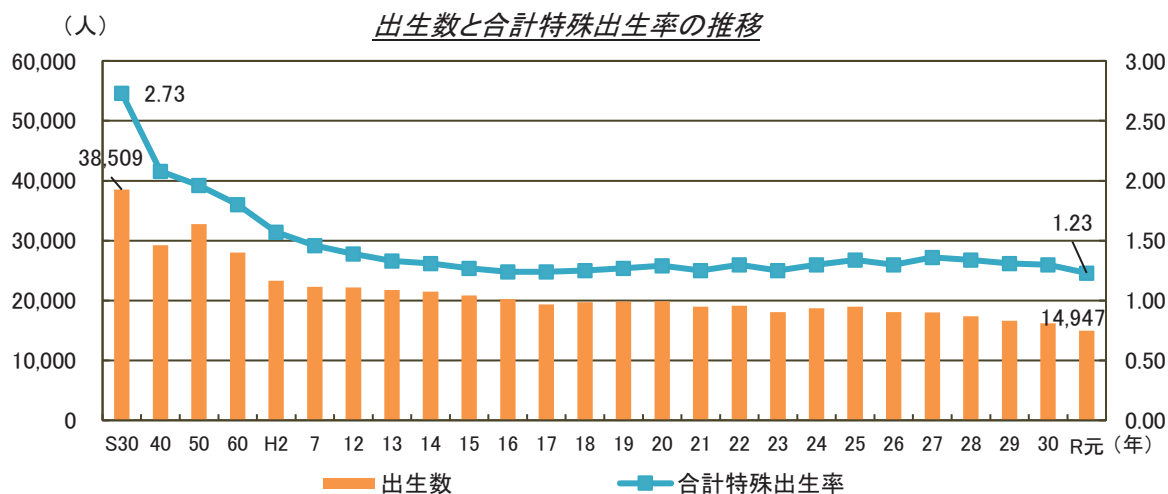
出典：「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)」

## (2) 少子高齢化の状況

### ① 出生数と合計特殊出生率の推移

県の出生数は減少傾向にあり、令和元年では14,947人となっています。また、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.23となっており、人口が長期的かつ安定的に持続される標準的な水準である2.07を大きく下回っています。

その一方で、子どもの貧困問題も深刻であり、国民生活基礎調査(厚生労働省)では、平成30年の子どもの貧困率は13.5%となっており、子どもの貧困対策は喫緊の課題となっています。



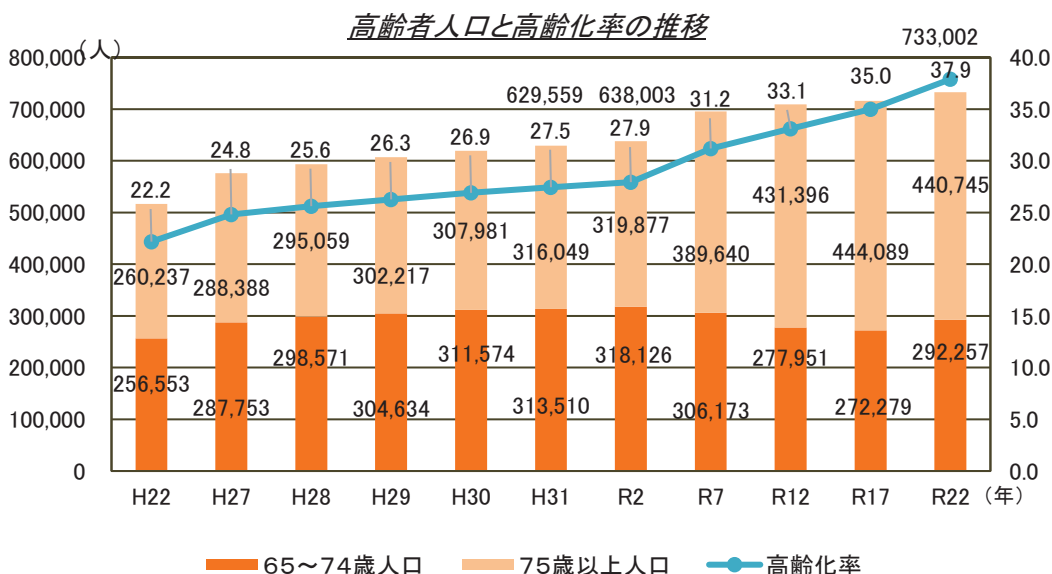
資料：宮城県人口動態統計

②高齢者人口と高齢化率の推移

日本の高齢化は他の先進国に例を見ないスピードで進行しており、県でも同様に高齢化が進行しています。

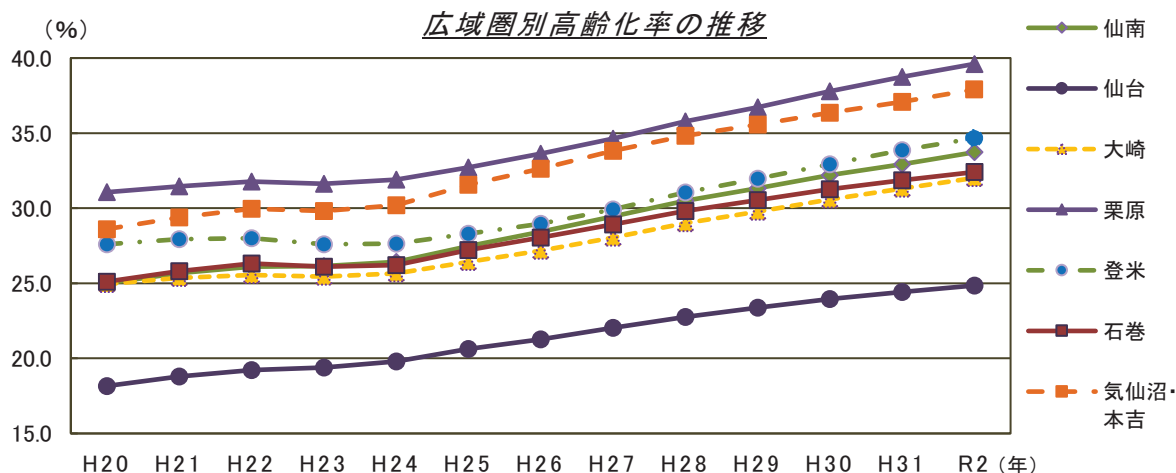
令和2年3月末現在、県の高齢者（65歳以上）人口は、638,003人となっており、総人口が減少している中で、高齢者人口の伸び率は対前年比1.3%の増加となっています。

また、令和22年の推計では、733,002人となっており、令和2年との比較では、14.9%の増加となっています。



資料：長寿社会政策課

令和2年における県の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は27.9%で、広域圏別高齢化率の状況は、栗原圏（39.6%）で最も高く、次いで気仙沼・本吉圏（37.9%）、登米圏（34.7%）、仙南圏（33.7%）、石巻圏（32.4%）、大崎圏（32.0%）、仙台圏（24.9%）となっています。



資料：長寿社会政策課

このような急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者も急激に増加することが見込まれていることから、各市町村で地域の実情に応じた地域包括ケア体制の整備を進めています。

地域包括ケア推進アクションプラン(第2ステージ)に掲げる指標の実績値

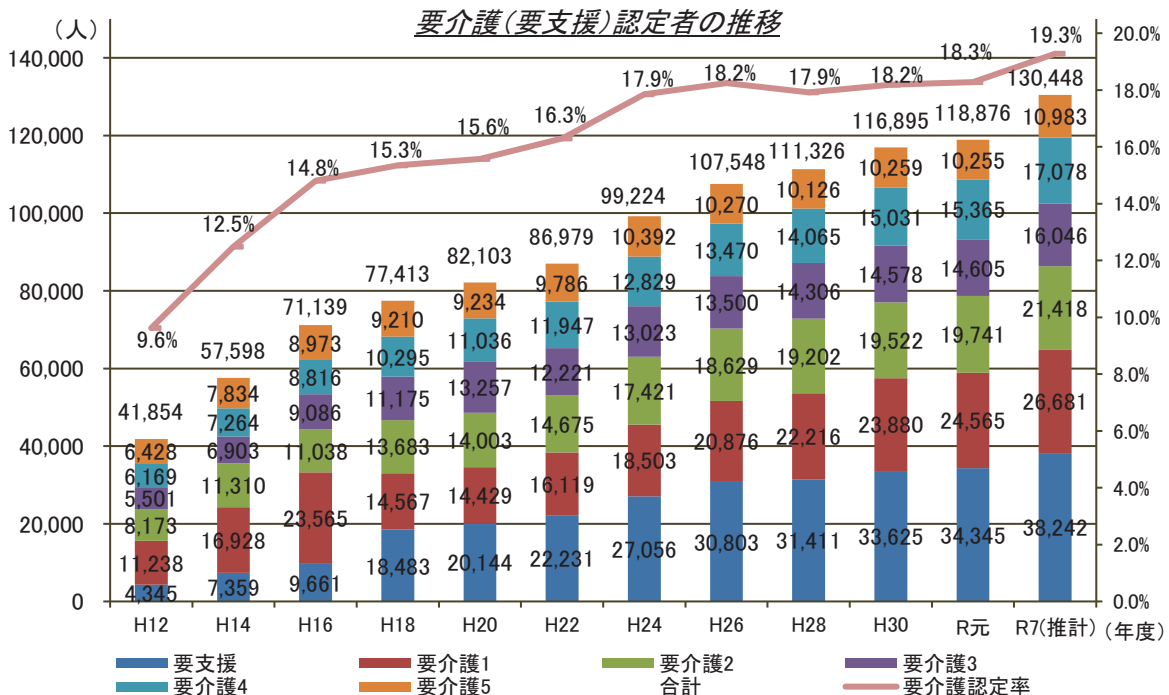
	プラン策定時	現況
訪問診療を行う診療所・病院数	301 か所(H27)	315 か所(H30)
在宅医療サービスを実施している歯科診療所のうち訪問診療(居宅)の施設数	138 か所(H26)	142 か所(H29)
在宅医療サービスを実施している歯科診療所のうち訪問診療(施設)の施設数	142 か所(H26)	146 か所(H29)
自宅で最期を迎えた人の割合	14.6%(H27)	14.9%(H29)
高齢者福祉施設で最期を迎えた人の割合	5.4%(H27)	6.1%(H29)
看護師数(人口10万対)	821.4人(H28)	867.3人(H30)
訪問看護ステーションの従業者数	780.5人(H27)	998人(H29)
小規模多機能型居宅介護事業所数	66か所(H29.12)	77か所(R2.6)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	15か所(H29.12)	19か所(R2.6)
介護職員の人数	30,931人(H28)	31,960人(H30)
生活支援コーディネーター養成研修終了者数	526人(H29.12)	841人(R1)
週1回以上実施される住民運営による通いの場参加率	1.0%(H29.3)	1.9%(H30)
認知症サポーター数	180,597人(H29.9)	238,703人(R2.3)

資料:長寿社会政策課

### (3) 支援を要する人たちの推移

#### ① 要介護・要支援認定者の推移

要介護・要支援認定者については増加傾向にあり、令和元年度末では、118,876人となっています。今後も支援が必要になる可能性が高い後期高齢者数の増加に伴い、増加することが見込まれ、令和7年度では、13万人を上回ると推計されています。

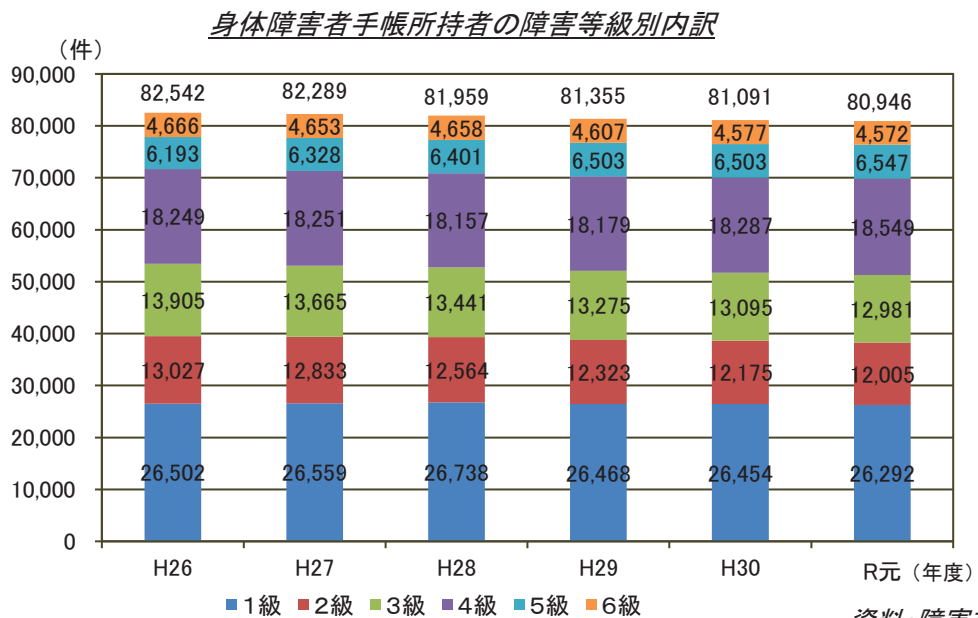
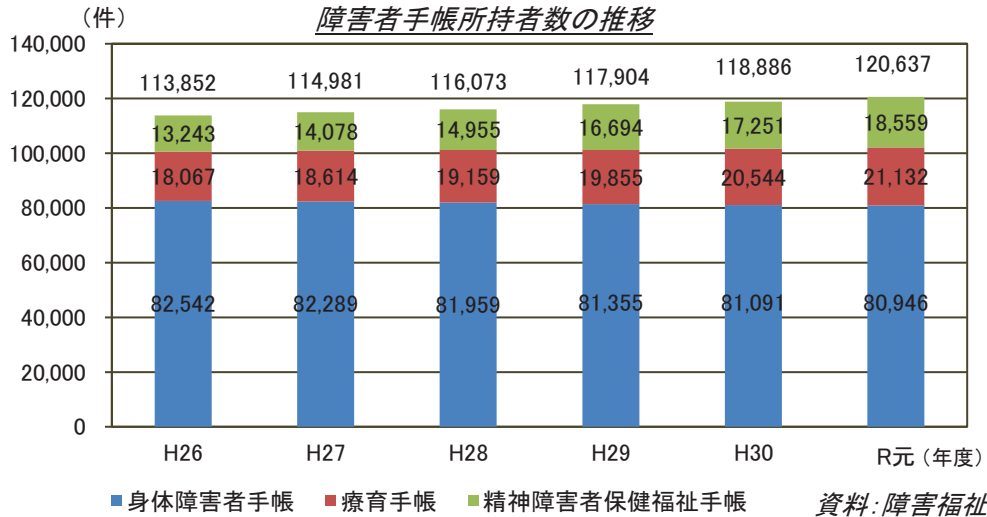


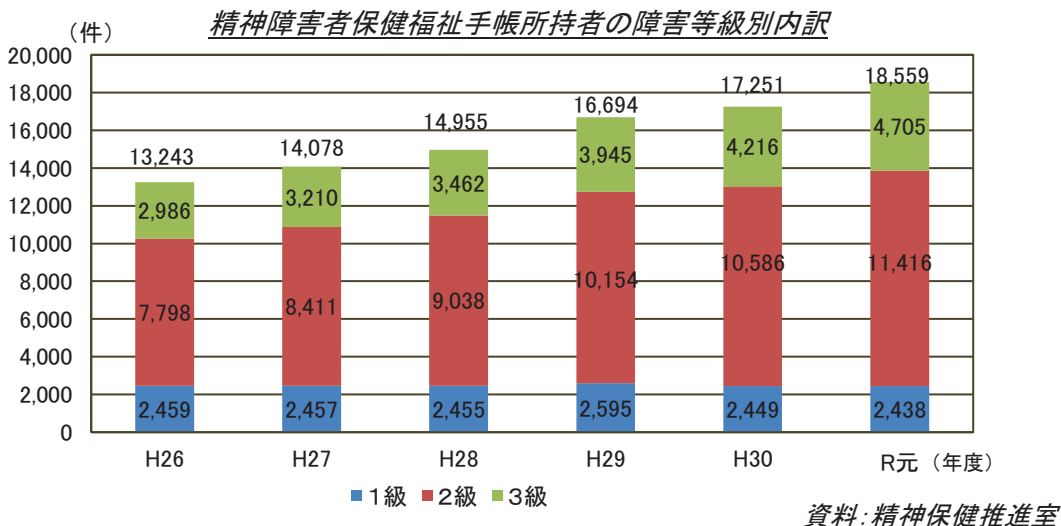
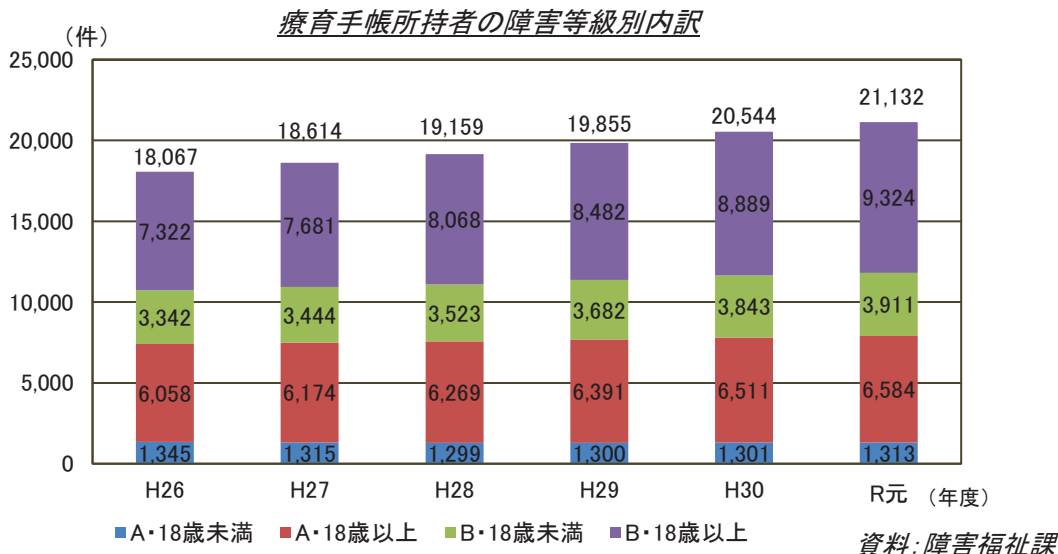
資料:長寿社会政策課

②障害者の推移

令和元年度における障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が80,946件、療育手帳が21,132件、精神障害者保健福祉手帳が18,559件となっております。

障害者手帳の交付件数の全体数は年々増加しており、平成26年度が113,852件だったのに対して、令和元年度は120,637件となっております。

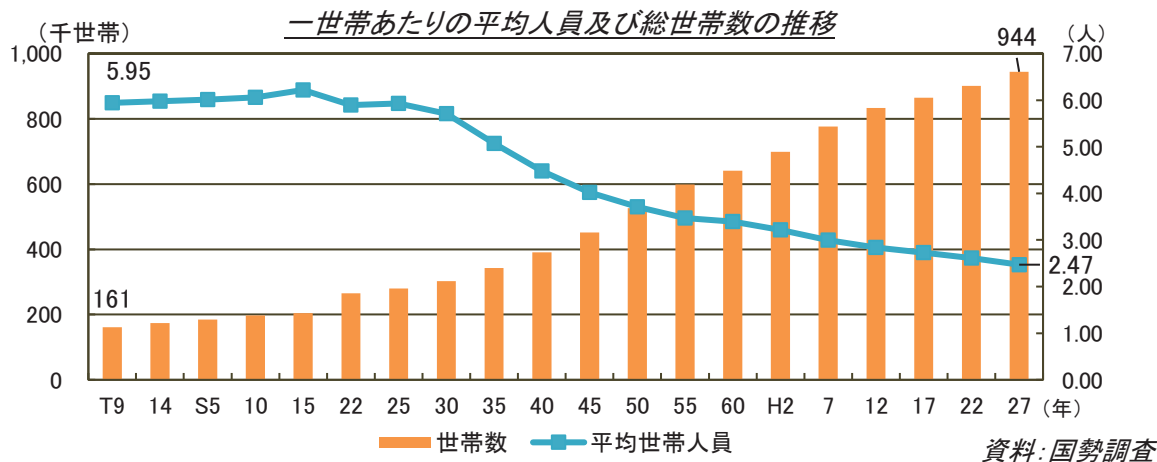




(4) 世帯構成の推移

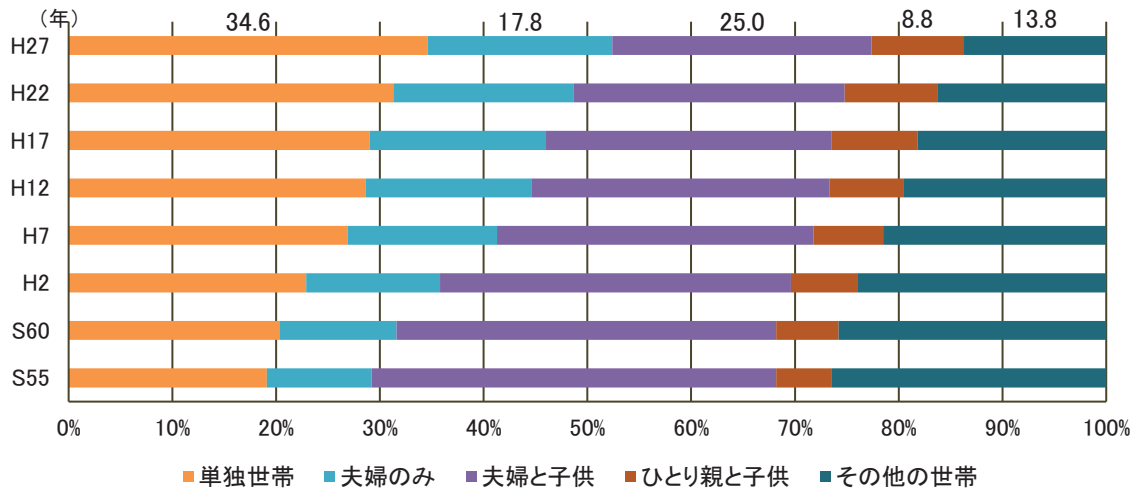
① 単独世帯と核家族世帯の推移

県の世帯数は増加していますが、一世帯当たりの平均人員は減少傾向にあり、平成27年では2.47人となっています。



総世帯数に占める単独世帯（一人暮らし世帯）の割合は増加傾向にあり、平成27年では34.6%を占めています。

家族類型別一般世帯割合の推移

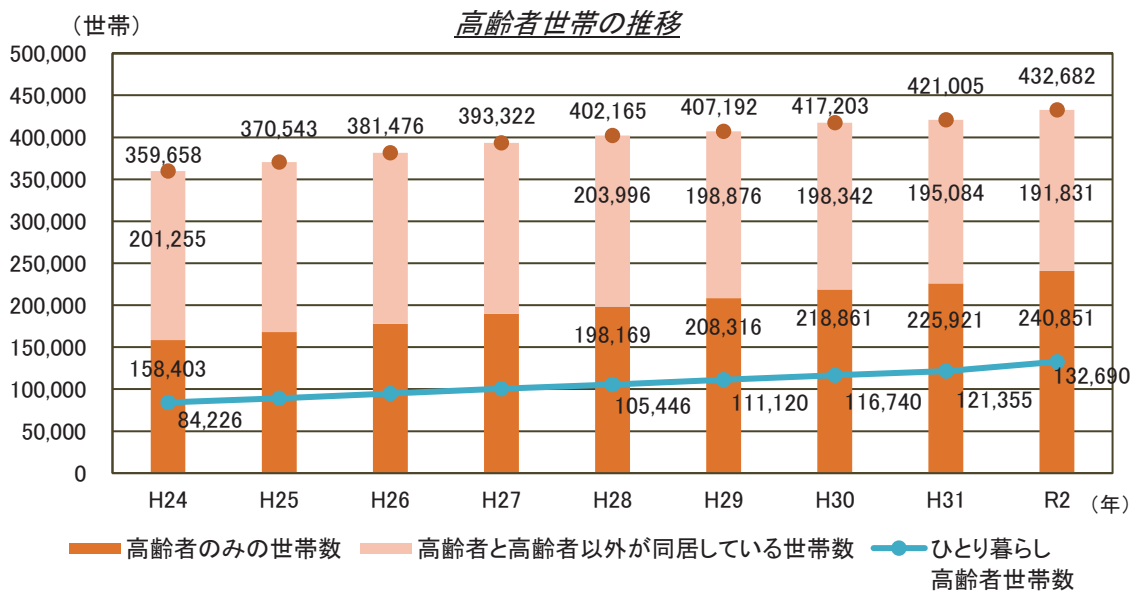


資料：国勢調査

②高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、増加傾向にあり、平成24年の359,658世帯に対して、令和2年は432,682世帯で20.3%の増加となっています。

このうち、ひとり暮らしの高齢者世帯数の伸びが顕著で、平成24年の84,226世帯に対して、令和2年は132,690世帯で57.5%の増加となっています。

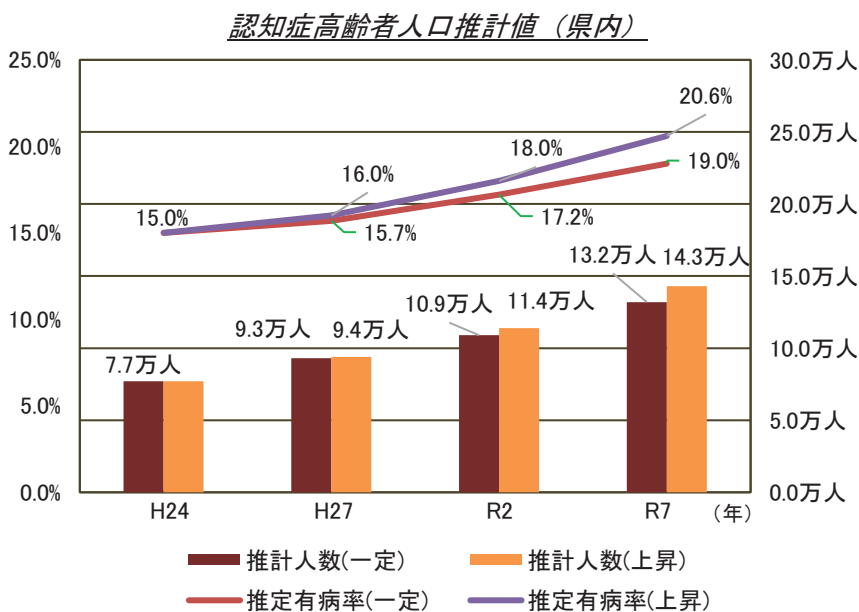


資料：長寿社会政策課

(5) 地域課題の顕在化

① 認知症高齢者の推移

県の認知症高齢者数は、国が推計した高齢者人口に占める認知症高齢者の比率を用いて推計すると、平成27年には9.3万人（一定）から9.4万人（上昇）だったのに対し、令和7年には13.2万人（一定）から14.3万人（上昇）に増加となります。

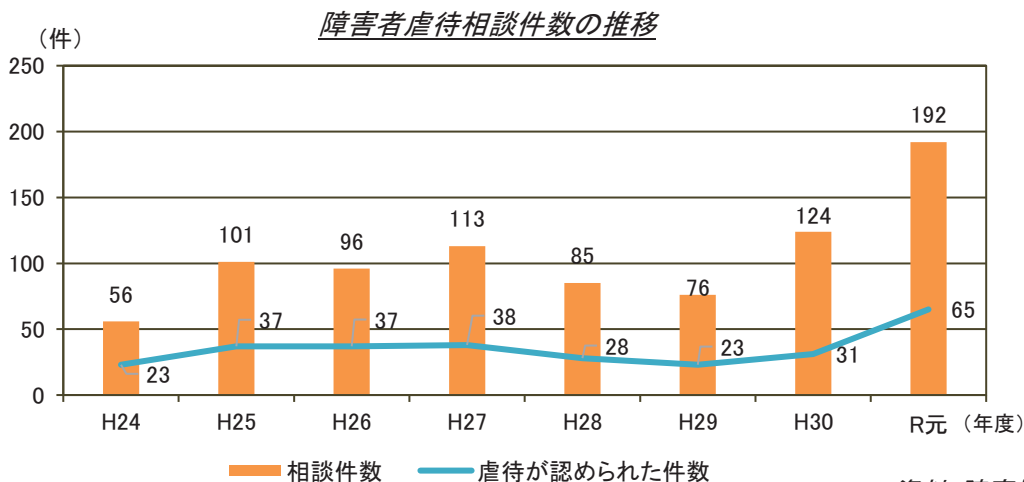


【参考】認知症の人の将来推計について  
 ○長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町(福岡県糟屋郡)研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。  
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%  
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%  
 ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。  
 ○本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は全国で約700万人となる。

資料:長寿社会政策課

② 障害者虐待相談件数の推移

県の障害者への虐待の相談件数は、年度によって増減があり、平成24年度は56件だったのに対して、令和元年度は192件となっています。平成24年度から平成30年度までの虐待が認められた件数は、20件代から30件代で推移していましたが、令和元年度には65件と大きく増加しています。

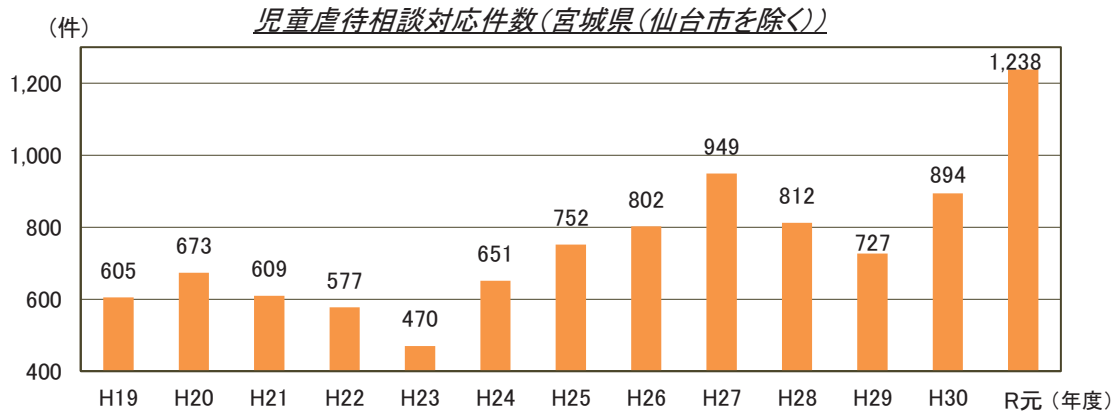


資料:障害福祉課



③児童虐待相談件数の推移

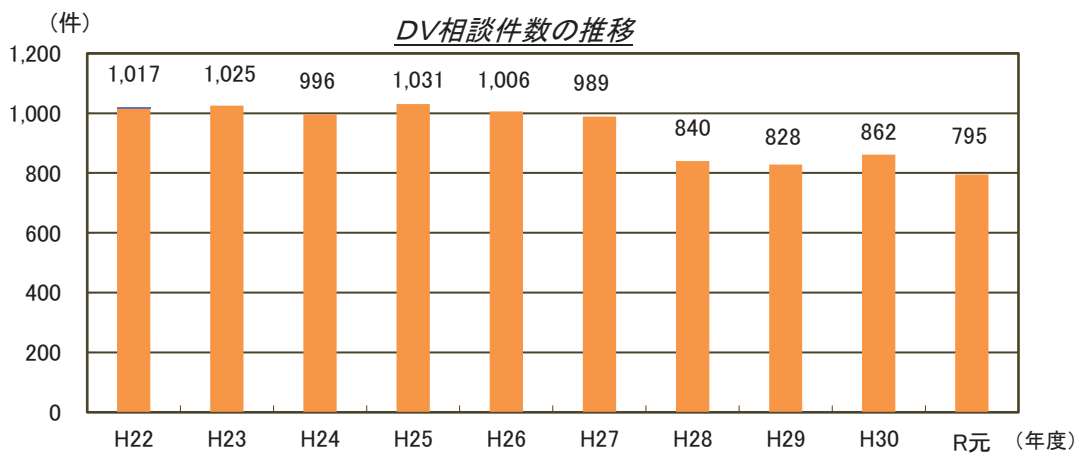
仙台市を除く県の児童虐待の相談件数は年度によって増減がありますが、平成29年度には727件だったのに対し、令和元年度には1.7倍の1,238件と大きく増加しています。



資料: 子ども・家庭支援課

④DV相談件数の推移

県のDVの相談件数は平成22年度には1,017件だったのに対し、令和元年度には795件に減少しておりますが、依然として高い水準にあります。

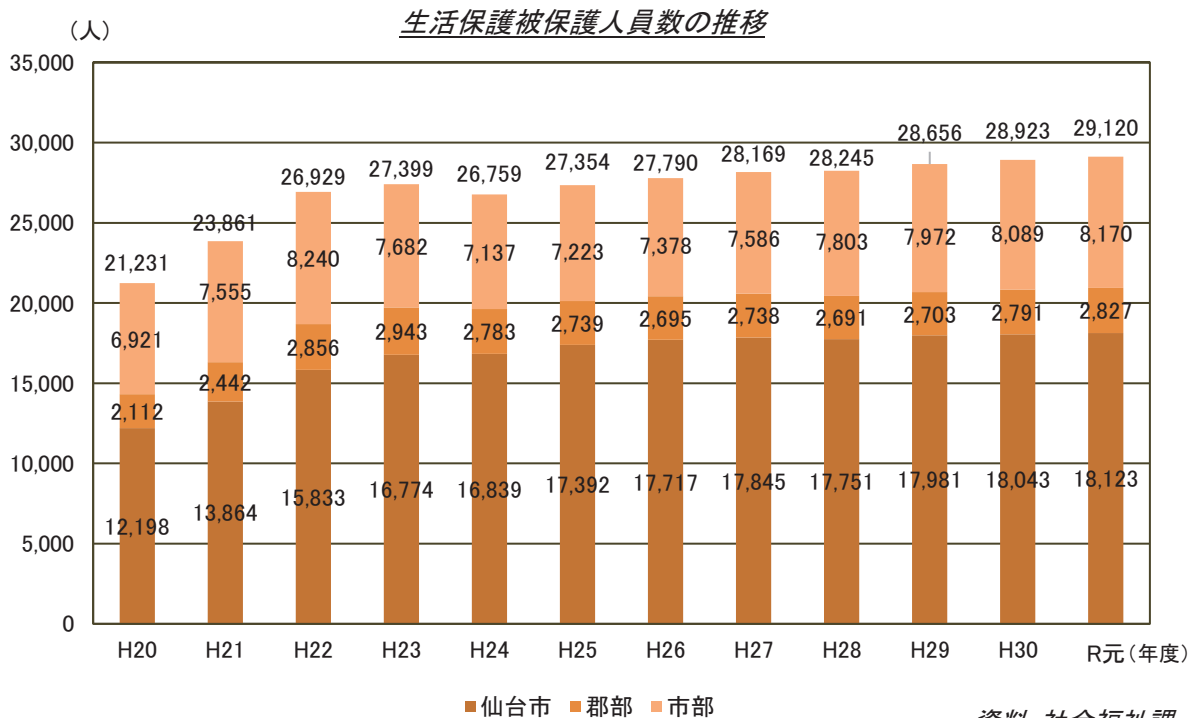


※県女性相談センター、福祉事務所へのDV相談件数

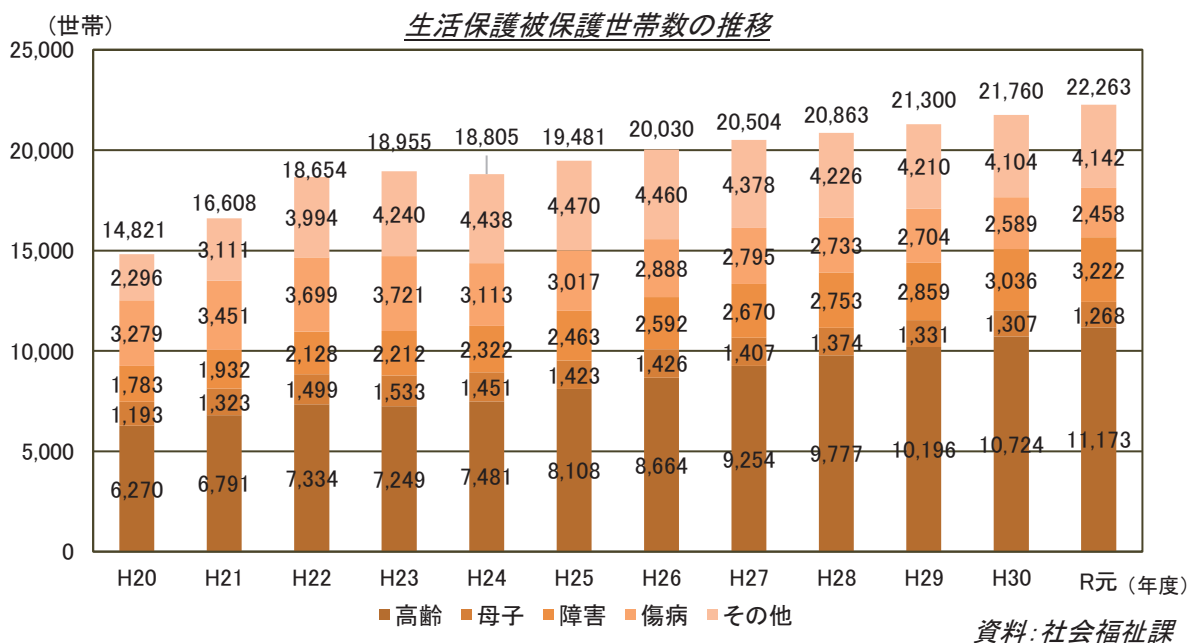
資料: 子ども・家庭支援課

⑤生活保護の推移

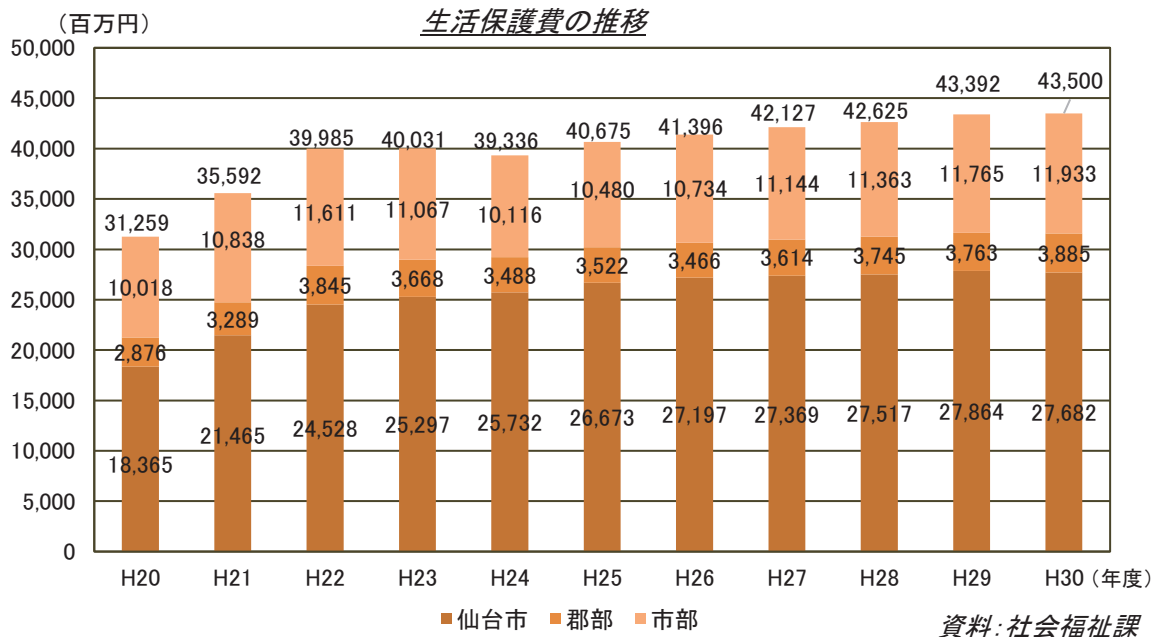
県の生活保護被保護人員数は、東日本大震災直後は被災者支援施策等で減少も見られましたが、その後、単身高齢者の生活保護申請が増加していることなどにより、微増傾向が続いており、令和元年度は29,120人となっています。



令和元年度の県の生活保護被保護世帯数は、22,263世帯となっています。県全域で高齢者世帯の増加が目立っています。



平成30年度の県の生活保護費は43,500百万円で、平成20年度の31,259百万円と比較して39.1%の増加となっています。



⑥生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数の推移

生活困窮者自立相談支援センターについては、町村部の方の相談は県内を南部圏域と北部圏域に分け、南部圏域は南部自立相談支援センターの仙南事務所（大河原町）、宮城黒川事務所（塩竈市）を、北部圏域は北部自立相談支援センターの北部事務所（大崎市）、東部・気仙沼事務所（石巻市）を設置して対応しています。また市部の方の相談は、各市に自立相談支援センターを設け対応しています。

生活困窮者自立相談支援センターを設置した平成27年度以降、相談件数は増加しており、平成30年度及び令和元年度の相談件数は、県合計で6,000件を超えています。

生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数

(単位: 件)

	H27	H28	H29	H30	R元	計
県所管分(町村分)	670	990	984	1,095	1,254	4,993
市所管分	3,494	4,292	4,604	5,089	4,851	22,330
県 計	4,164	5,282	5,588	6,184	6,105	27,323

資料: 社会福祉課

⑦ひとり親世帯の状況

仙台市を除くひとり親世帯数は、平成30年8月1日現在、母子世帯が、12,063世帯、父子世帯が1,323世帯、寡婦世帯が1,900世帯となっています。

平成27年度の国勢調査による仙台市を含んだ世帯数は、母子世帯が20,040世帯、父子世帯が3,955世帯となっています。

ひとり親等世帯数

宮城県ひとり親世帯等実態調査世帯数(仙台市を除く) (単位:世帯)

	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
前回調査(平成25年度)	13,104	1,638	2,141
今回調査(平成30年度)	12,063	1,323	1,900

平成30年8月1日現在

平成27年度国勢調査結果 (単位:世帯)

	母子世帯	父子世帯
仙台市	8,348	1,154
仙台市以外	11,692	2,801
計	20,040	3,955

資料:子ども・家庭支援課

⑧ひきこもり相談件数の推移

ひきこもり状態にある方やその家族からの相談件数については、平成26年度は、電話相談117件、面接延べ272人だったのに対し、令和元年度は、電話相談269件、面接延べ572人と増加しています。

宮城県ひきこもり地域支援センターにおける相談件数

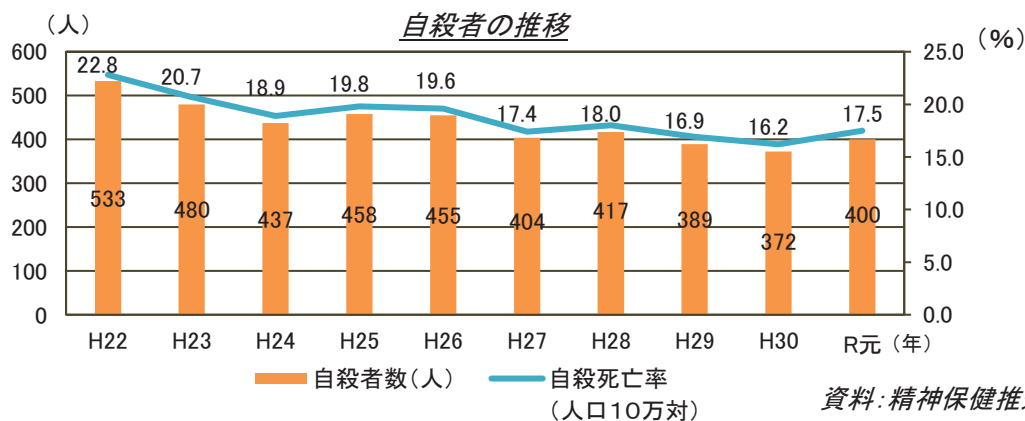
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
電話相談		117	107	130	157	191	269
面接	実人数	49	92	94	100	115	112
	延人数	272	377	527	529	610	572

資料:精神保健推進室

⑨自死の推移

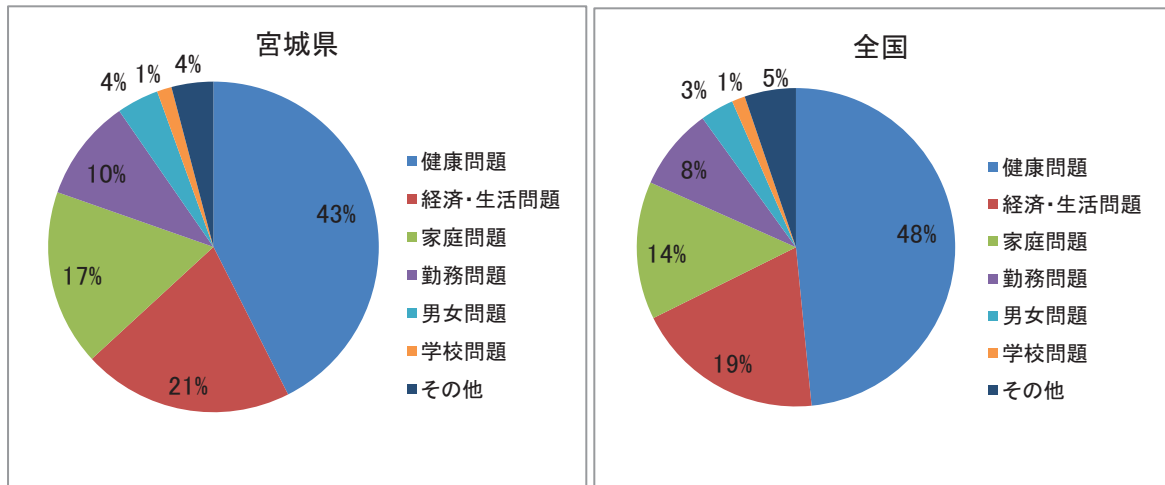
平成22年以降の自殺者数及び自殺死亡率は、減少傾向にありましたが、令和元年は、前年より増加しています。

自死の原因については、県、全国ともに健康問題が最も多く、以下、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順となっています。



資料:精神保健推進室

自死の原因・動機(H21(2009)～H28(2016)合計)



資料:精神保健推進室

(6) 地域福祉の担い手の状況

①保育士等の推移

令和元年10月1日現在における保育士数は10,708人、保育所数は765か所、不足保育士数は866人となっています。

保育士及び保育所の数は増加しているものの、不足保育士数も増加しています。

保育士等の推移

(単位:人,か所)

	H28	H29	H30	R元
保育士数※ <sup>1</sup>	7,788	8,168	10,222	10,708
保育所数※ <sup>2</sup>	422	449	738	765
不足保育士数※ <sup>3</sup>	372	530	760	866

資料:子育て社会推進室「県内保育所及び認定こども園における保育士数調べ」

基準日はそれぞれ10.1時点

※<sup>1</sup> H28, H29の保育士数は認可保育所, 認定こども園に所属する保育士数。

H30以降は, 認可保育所, 認定こども園, 地域型保育事業に関わる保育士数を合算した数。

※<sup>2</sup> H28, H29の保育所数は認可保育所, 認定こども園の数。

H30以降は, 認可保育所, 認定こども園, 地域型保育事業の数。

※<sup>3</sup> H28, H29の不足保育士数は認可保育所, 認定こども園からの聞き取り不足数。

H30以降は, 認可保育所, 認定こども園, 地域型保育事業からの聞き取り不足数。

《地域型保育事業:小規模保育事業(定員6～19人), 家庭的保育事業(定員1～5人),

事業所内保育事業, 居宅訪問型保育事業》

②介護職員数の需要推計と供給推計

介護職員数の需給推計では、宮城県における令和7年度に必要とされる介護職員数は41,413人で、需給ギャップは4,188人と見込まれております。

介護職員数の受給推計及び実績

(単位:人)

年度	R元	R3(見込)	R4(見込)	R5(見込)	R7(見込)
需要(推計)数(A)	34,548	36,785	37,803	38,942	41,413
供給(推計)数(B)	32,425	36,024	36,379	36,695	37,225
供給(実績)数(C)	32,870	—	—	—	—
推計における差【(A)-(B)】	2,123	761	1,424	2,247	4,188
実績における差【(A)-(C)】	1,678	—	—	—	—

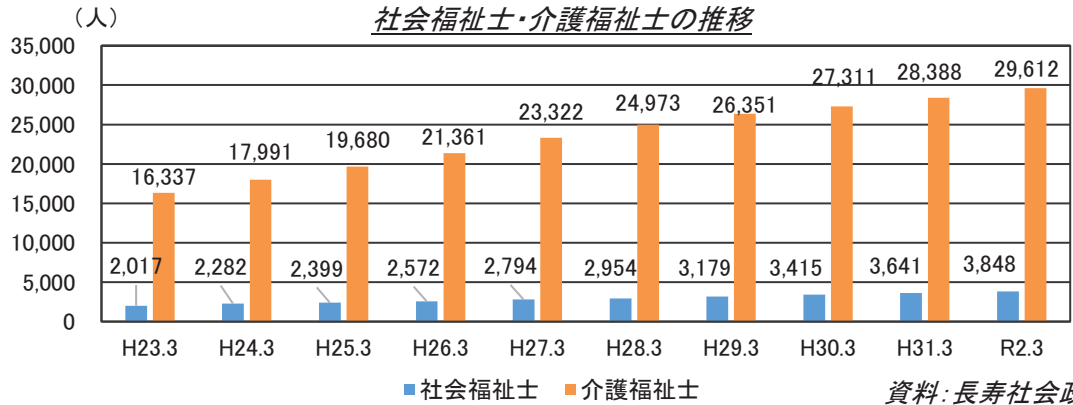
※厚生労働省の介護人材需給推計ワークシートによる宮城県における推計値

※供給(実績)数は, 介護サービス情報公表システム等による

資料:長寿社会政策課

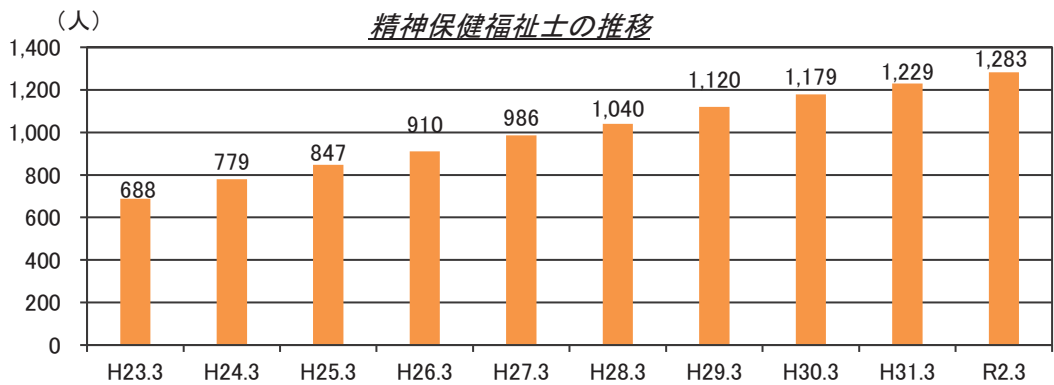
### ③社会福祉士・介護福祉士の推移

県における登録者数は、令和2年3月末現在で、社会福祉士が3,848人、介護福祉士が29,612人となっています。



### ④精神保健福祉士の推移

県における精神保健福祉士の登録者数は、令和2年3月末現在で、1,283人となっています。



### ⑤民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、安心して暮らせる地域づくりのため、地域住民の立場で、生活や福祉に関する相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を提供するなど、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っています。

県（仙台市を除く）の民生委員・児童委員は、令和元年12月1日現在で、定数3,092人に対し、委嘱されている委員数は2,915人となっており、充足率は94.3%となっています。

**民生委員・児童委員の状況**

	定数	委員数	充足率
民生委員・児童委員	2,853人	2,687人	94.2%
主任児童委員	239人	228人	95.4%
計	3,092人	2,915人	94.3%
全国計	239,682人	228,206人	95.2%

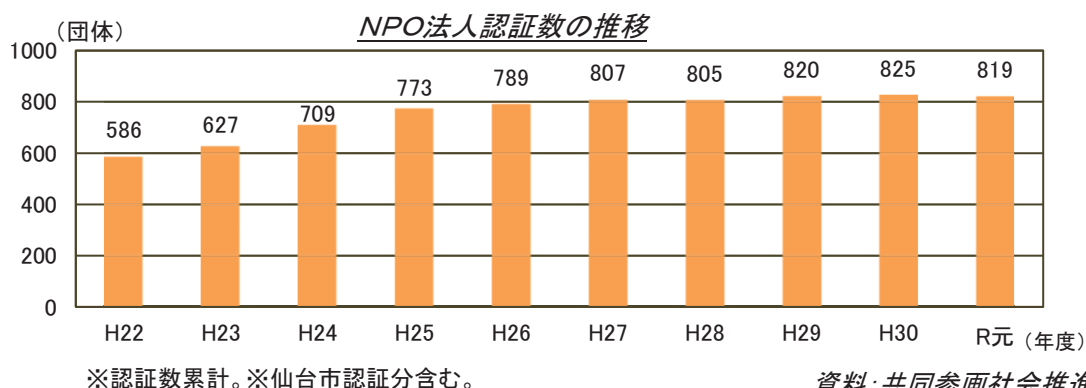
令和元年12月1日現在(仙台市を除く)

資料 社会福祉課

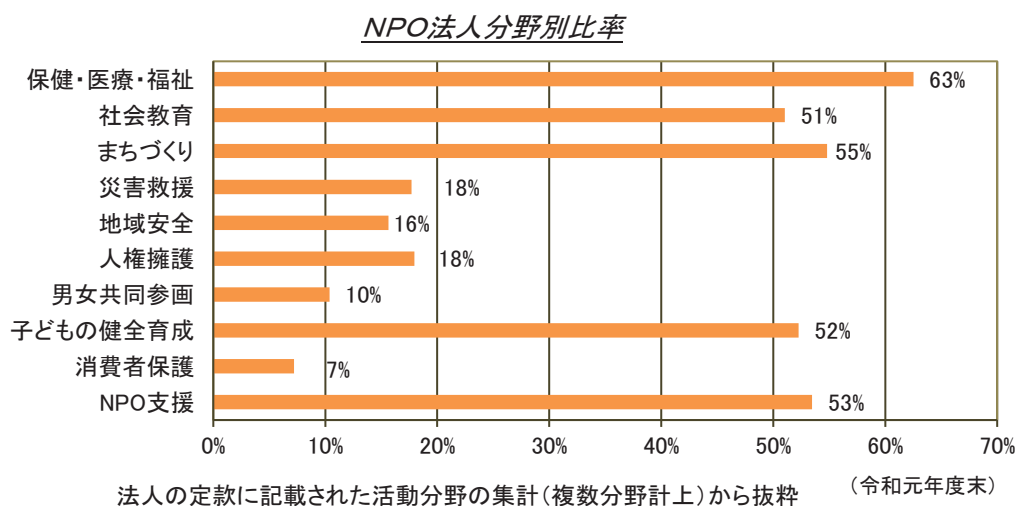
### ⑥ NPO法人の推移

令和2年3月31日現在の県のNPO法人の設立認証数は819団体となっています。

法人格を取得する県のNPO法人数は、東日本大震災後に増加傾向が見られましたが、平成26年度以降、その伸びは鈍化しています。



令和2年3月31日現在の活動分野別の構成比では、高齢者や障害者を対象とした生活支援等の「保健・医療・福祉の増進」に係る活動を行っている法人は63%に達しています。また、「子どもの健全育成」に係る活動を行っている法人が52%に達しているなど、地域福祉に関連した活動を行っているNPO法人が多くなっています。



## ⑦社会福祉施設等の状況

社会福祉施設数は、令和元年7月1日現在、老人福祉施設等が2,368施設、障害福祉サービス事業所等が1,682施設、児童福祉施設等が901施設となっています。

## 社会福祉施設数等の状況

(施設,法人)

	施設数	定員
保護施設	2	250
老人福祉施設等	2,368	53,066
介護保険施設等	256	8,889
障害福祉サービス事業所等	1,682	20,202
児童福祉施設等	901	44,562
婦人保護施設	1	20
母子・父子福祉施設	1	
その他の施設	99	
計	5,310	126,989

令和元年7月1日現在

## ⑧社会福祉法人の状況

社会福祉法人数は、令和元年7月1日現在、施設経営法人219法人、社会福祉協議会36法人となっています。

## 社会福祉法人数の状況

(法人)

種別	仙台市	仙台市以外	合計	
社会福祉法人	施設経営法人	85	134	219
	うち厚生労働省所管法人	2	0	2
	社会福祉協議会	2	34	36
	その他	4	0	4
計	91	168	259	

※仙台市…仙台市内に事業所がある法人等(仙台市, 厚生労働省)

仙台市以外…仙台市以外に事業所がある法人等(県・一般市・他都道府県)

令和元年7月1日現在



## 2. 地域福祉をめぐる課題

- ◇ 近年の公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、その時のニーズに応じた法制度の整備などにより、それぞれの分野ごとに内容も充実してきました。
- ◇ 一方、少子・高齢化の進行と相まって、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化等により、支え合いの機能が低下し、家庭や地域、職場など社会が持っていた連帯感の希薄化が進んでいます。
- ◇ 県内の人口は仙台都市圏に集中しており、仙台都市圏以外の地域では一貫して減少しております。県全体では平成15年をピークに人口が減少し、今後さらに減少すると見込まれています。特に、東日本大震災の被災市町の多くで大幅な人口減少が進んでおり、高齢化、災害公営住宅等への転居等により地域とのつながりが希薄になるなど、コミュニティの形成に関する全国的な課題が、県内においても顕著となっています。
- ◇ 高齢者など支援を必要とする人の割合は増加しており、介護職員などの担い手不足、人口減少による税収等の減少、社会保障関係経費の増加など、将来的には公的な福祉サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- ◇ 高齢の親が50歳代のひきこもり状態にある子どもの生活を支えている世帯(いわゆる「8050世帯」)への支援、ひとり暮らしの認知症高齢者など、問題解決能力はもとより福祉サービスの利用そのものの理解が困難な住民への対応、認知症の高齢者と障害のある子どもがいる家庭など複数の課題がある世帯への対応、地域から孤立し、福祉サービス等の支援も拒否するなど健康的な生活が維持できないセルフネグレクト等、多種多様な課題が増えると想定されます。
- ◇ 子育てについては、祖父母や近隣住民の協力を得られず孤立してしまう場合もあり、相談・支援体制の構築が必要とされております。
- ◇ 障害者が、地域で生きがいをもって生活できるよう、地域住民の障害及び障害者に対する理解と関心を高め、地域の一員として共に支え合うという意識を醸成することが不可欠です。
- ◇ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが重要です。
- ◇ 介護や子育て等に伴うストレスが一因と思われる高齢者や児童への虐待のほか、配偶者からの暴力(DV)による被害が深刻化しております。地域において、住民一人ひとりが虐待、DV等に対する理解と関心を持ち、早期対応していくことが重要です。
- ◇ 金銭面などの不安感も増している中で、経済的に困窮している方は社会的にも孤立している場合があり、早期の支援が必要です。
- ◇ このような課題は、地域で生活している人々が最初に気づくものであり、また

身近でなければ早期発見が難しいことから、地域住民と行政や関係機関が一体となって解決していかねばなりません。

### 3. 福祉施策の動向

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ◇ 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- ◇ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものです。
- ◇ 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成2年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、平成29年2月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

#### (2) 社会福祉法の改正

- ◇ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、2度にわたり社会福祉法の改正が行われました。
- ◇ 平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。また、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする事、市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。
- ◇ 令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等が規定されました。

#### (3) 生活困窮者自立支援法の改正

- ◇ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある

方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として平成27年に生活困窮者自立支援法が制定されました。また、平成30年10月の改正により就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施する努力義務が創設されるなど、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されました。

#### (4) 児童福祉法の改正

- ◇ 平成28年5月に児童福祉法が改正され、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等、児童福祉法の理念の明確化されるとともに、児童虐待に関して発生予防から自立支援まで一連の対策を強化することや妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」に関する規定が設けられました。

#### (5) 障害者総合支援法等の改正

- ◇ 平成28年5月に障害者総合支援法が改正され、施設利用者の円滑な地域移行等のために、「自立生活援助サービス」が新たに創設されました。
- ◇ また、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すため、行政機関が事業者等に合理的配慮を求めた障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。

#### (6) 自殺対策基本法の改正

- ◇ 平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、基本理念として、自殺対策は、生きることの包括的な支援として実施されなければならないこと及び保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないことが追加されました。

#### (7) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

- ◇ 成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理、その他日常生活に支障のある者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、基本方針等を定め、制度の利用促進を推進することとされました。

#### (8) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

- ◇ 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。